



静岡県文化財保存活用大綱

概要版

美しい“ふじのくに”の文化財を県民総がかりで守り、
誰もが、親しみながら、未来へつなぐ

令和二年三月
静岡県

静岡県文化財保存活用大綱とは

【大綱序章】

平成30年に改正された文化財保護法に基づき、今後の静岡県における文化財の保存と活用の基本的な方向性を静岡県文化財保存活用大綱としてとりまとめました。

県内文化財を取り巻く社会状況

〈文化財を取り巻く情勢〉

- 過疎化・少子高齢化の進行
- 文化財所有者の高齢化
- 文化財の経年劣化の進行
- ➔ 文化財散逸、滅失の危機

〈地域文化財の掘り起こし、観光やまちづくりへの活用〉

- 市町による未指定文化財の把握
- 市町と住民が連携した文化財関連イベントの開催
- 観光・まちづくり行政と連携
- ➔ 地域活性化への文化財の役割の増大

後世に伝えよう静岡県の文化財

【大綱序章】

文化財は、我が国の様々な時代背景の下、人々の生活や風土との関わりから生み出され、現在まで伝えられてきた地域の宝です。

【文化財の価値と重要性】

- 我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた多様な文化財は、
日本文化全体の豊かさの基盤
- 歴史、文化の正しい理解に不可欠であり、将来の文化の向上発展の基礎**をなすもの
- 各地域の歴史や文化を認識させ、**地域の誇りとして、コミュニティの維持・発展に不可欠**
- 観光誘客を図る上での地域資源としての活用が期待されている。

多彩な文化財に満ち溢れた静岡県

【大綱第1章】

静岡県は、変化に富んだ地形に恵まれるとともに、東西文化が交流し、我が国の数々の歴史の舞台となっています。

こうしたことから、本県には有形、無形の多彩な文化財が満ち溢れています。

《変化に富んだ地形》

- 富士山や赤石山脈等、3,000m級の山地が連なり、富士川、安倍川、大井川、天竜川等が南に流れ、下流域に沖積平野が発達
- 日本列島を東西に分けるフォッサマグナが南北に伸び、南には日本で最も深い駿河湾が湾入

《東西文化の交流》

- 東海道の中に位置し、人的・物的交流が活発
- 長い海岸線を持ち海上交通も古くから盛ん

《歴史の舞台の例》

- 源頼朝の伊豆国での挙兵
- 徳川家康の大御所政治
- 黒船来航、日米和親条約

基本理念「美しい“ふじのくに”の文化財」を県民総がかりで守り、誰もが、親しみながら、未来へつなぐ

基本方針

[大綱第2章]

基本理念の下、本県が目指す文化財の保存・活用のあるべき姿を実現するために、3つの基本方針を一体的かつ調和的に進めていきます。

■目指す姿

- 地域の宝が未来に確実に継承されている
 - ・県内の文化財の価値が正しく評価され、すべての文化財が将来にわたって適切に保存が図られている。
- 文化財を担う人材が各地域で活動している
 - ・文化財の価値を理解し、文化財を愛し保存と活用の両面で取組の中心となる人材が各地域で活動している。
- 住んでよし、訪れてよし、の好循環に貢献している
 - ・県内の文化財の存在と価値が地域内外に知れわたり、地域住民の誇りとなるとともに、多くの方が参加・体験に訪れ、地域の社会・経済に貢献している。

■県の取組の方向性

“地域の宝が確実に継承されている”姿の実現

基本方針1 文化財の確実な保存

文化財の総合的把握、指定文化財の計画的修理・整備

“文化財を担う人材が各地域で活動している”姿の実現

基本方針2 文化財を支える多様な人材の育成

専門人材の育成、地域で文化財を支える人材の育成等

“住んでよし、訪れてよし、の好循環に貢献している”姿の実現

基本方針3 文化財の効果的な活用

地域資源としての効果的な情報発信、観光やまちづくり等との連携促進

■類型別方向性

有形・無形・民俗・記念物等の種類ごとの特徴と保存・活用の方向性



願成就院木造阿彌陀如来坐像
(伊豆の国市 国宝彫刻)



龍潭寺庭園 (浜松市 国指定名勝)



三熊野神社大祭の祢里行事
(掛川市 国選択記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財)

文化財の保存・活用を図るための県の取組

[大綱第3章]

3つの基本方針に沿って、県をはじめ市町、文化財所有者・関連団体、県民、観光事業者などが一丸となり、オール静岡で文化財の適切な保存と活用に取り組んでいきます。

文化財の確実な保存

- 1 文化財の総合的把握
 - データベースによる文化財の管理
 - 新規調査と計画的な指定
 - 既存資料の再評価
 - 市町の地域計画及び個々の文化財の保存活用計画策定の促進
- 2 指定文化財の適切な保存に必要な支援
 - 保存活用計画の作成
 - 類型に応じた支援



埋蔵文化財の発掘調査
(浜松市 唐沢古墳群)



文化財の修理
(磐田市 県指定建造物 府八幡宮楼門)

文化財を支える多様な人材の育成

- 1 文化財行政職員の育成
 - 文化財行政の役割と文化財行政職員の育成
- 2 地域で文化財を支える人材の育成
 - 地域人材との協働
 - 学校教育、社会教育との相互連携による文化財の保存と活用
- 3 文化財の調査・研究機能の強化
 - 県埋蔵文化財センターの機能の強化



民俗文化財の公開活用
(森町 国指定無形民俗文化財 天宮神社十二段神楽)



文化財ガイドの活躍
(湖西市 国指定特別史跡 新居関跡)

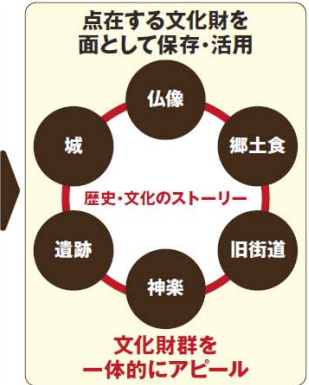
文化財の効果的な活用

- 1 地域資源としての効果的な情報発信等
 - ICTを活用した正確で魅力的な情報発信
 - 県の文化施設等からの魅力発信
 - オール静岡による効果的な文化財の魅力発信
- 2 観光やまちづくり等との連携促進
 - まちづくりの核としての文化財活用の促進
 - ストーリーのある文化財群としての活用
 - 観光コンテンツとしての利用・活用促進 (DMO 等との連携)
 - 観光やまちづくりとの連携による文化財を含むエリアの面的整備
 - ガイドの配置、解説案内板の多言語対応
 - モデル事業の実施

これまでの保存・活用の展開



目指す姿



アイデンティティの再確認
地域のブランド化

市町への支援

[大綱第4章]

地域に根ざした文化財の保存・活用をするため、文化財課内に設置した「静岡県文化財保存活用サポートセンター」が中心となって、県内市町に対し必要な支援を行います。

- 文化財活用における市町連携の促進
- 人的支援
 - 市町支援体制の強化
- 人材育成
 - 体系的な研修の実施
- 地域計画策定の促進

防災・災害発生時の対応

[大綱第5章]

大切な文化財を災害から守るための取組を推進していきます。

- 防災対策
 - 地震対策、防火対策、風水害・土砂災害対策
 - 防犯対策
- 災害発生時の対応
 - 情報収集
 - 文化財レスキューの実施体制

県内各地域の特徴ある文化財

【大綱第1・4章】

静岡県は東西南北に長い県であり、各地域には、それぞれ地域色豊かな文化財が数多く残っています。地域間における連携を促進し、魅力ある文化財の保存・活用に取り組んでいきます。

中部～温暖な気候が織りなす駿府と周辺の文化財～

- 徳川家康が居住し、終焉の地となったことなどから、家康や江戸幕府が手がけた寺社が多く、柱や壁に漆塗りを施す艶やかな久能山東照宮（国宝・国指定建造物）や静岡浅間神社（国指定建造物）はその代表例です。
- 大井川川越遺跡（国指定史跡）や東海道宇津谷峠（国指定史跡）、身延道、ユネスコの世界の記憶に登録されている清見寺朝鮮通信使関連資料（県指定歴史資料）、交通に関連する文化財、山間部に残る神楽等多彩な文化財が伝えられています。



島田宿大井川越遺跡
(島田市 国指定史跡)

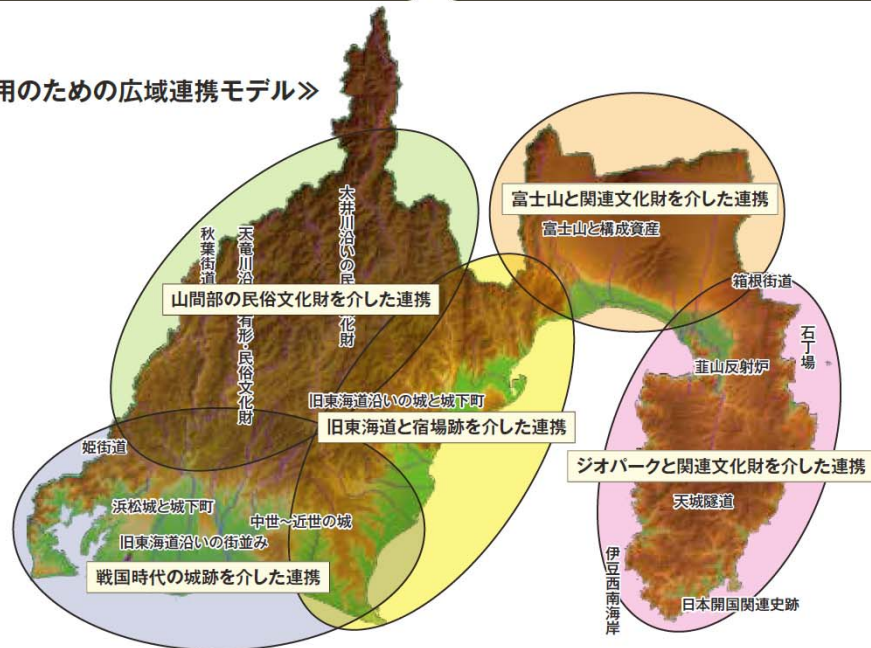
東部～富士山を取り巻く文化財～

- 富士山は国の特別名勝に指定されていますが、富士山周辺には、富士山本宮浅間大社（国指定建造物・国指定史跡）や湧玉池（国指定特別天然記念物）等、富士山信仰や富士山の活動に由来する文化財が保存されています。
- 狩宿の下馬ザクラ（国指定特別天然記念物）や上条のサクラ（県指定天然記念物）を始め富士山を一望できる文化財が多いのもこの地域の特徴です。



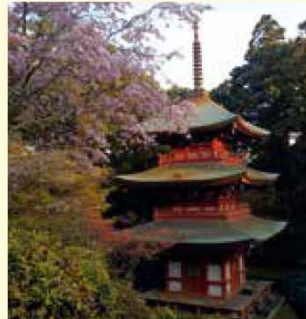
狩宿の下馬ザクラ
(富士宮市 国指定特別天然記念物)

《文化財の保存・活用のための広域連携モデル》



西部～豊かな自然に根ざした伝統がいきづく遠江～

- 油山寺の三重塔、尊永寺の仁王門、方広寺の七尊菩薩堂（いずれも国指定建造物）、龍潭寺庭園（国指定名勝）等地域の信仰を集める寺社仏閣に残る文化財、大鐘家住宅、友田家住宅、黒田家住宅等の庄屋や代官の住宅等が多くあります（いずれも国指定建造物）。
- この地域には、田遊び・田楽が多く見られ、松明を使う遠江のひよんどりとおくない（国指定無形民俗文化財）はその代表例です。



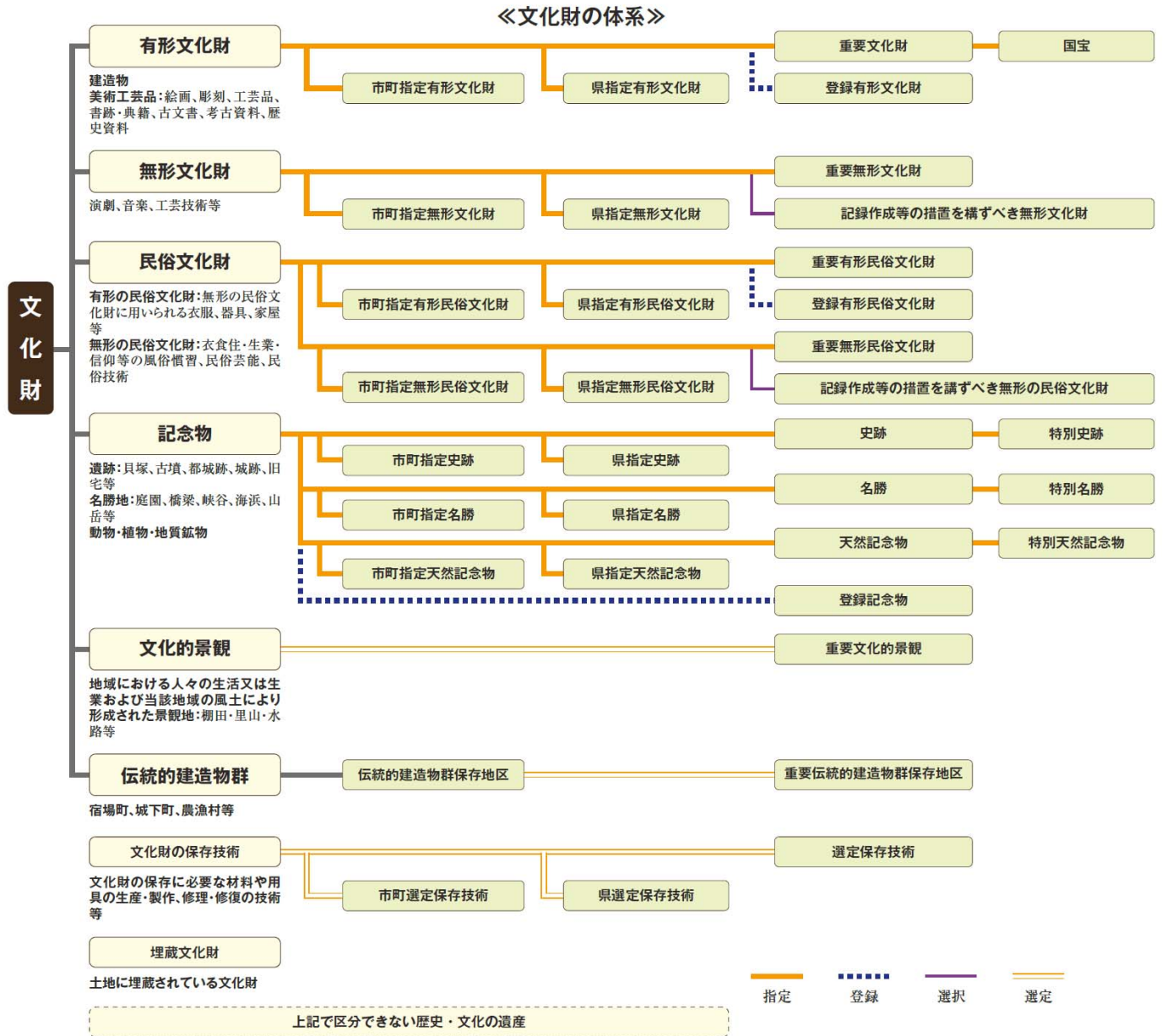
油山寺三重塔
(袋井市 国指定建造物)

伊豆～荒々しい地形美と武家社会勃興の地～

- 運慶作の木造阿彌陀如来坐像（国宝彫刻）に代表される平安時代末から鎌倉時代初頭の武家社会の到来を伝える文化財が多く残る一方で、了仙寺（国指定史跡）や玉泉寺（国指定史跡）等の幕末・開国の様子を伝える文化財があります。
- また、鹿島踊りや虎舞、人形三番叟など地域色豊かな民俗文化財、温暖な気候を反映した樹木や植物の自生地があることもこの地域の特徴です。



葦山反射炉
(伊豆の国市 国指定史跡)

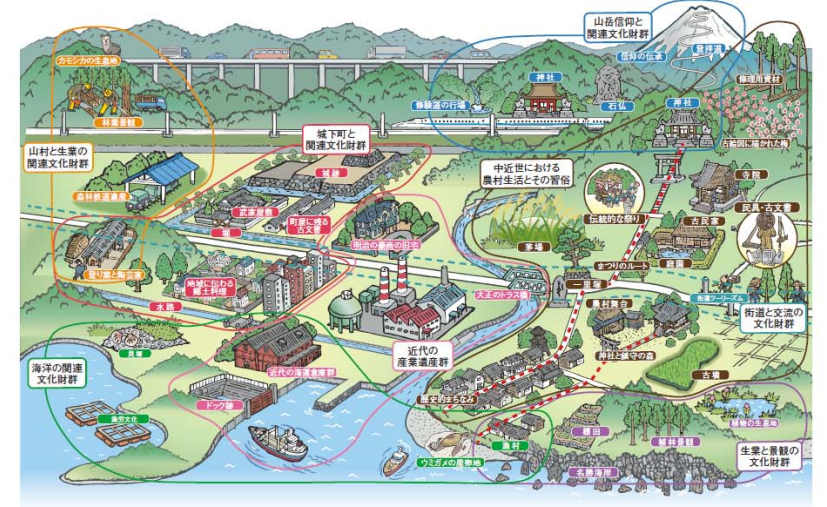


《静岡県内の指定文化財件数》

種別	国指定	県指定	市町指定	国登録	
有形文化財	建造物	34(1)	53	209	264
	美術工芸品	46(1)	38	938	0
	彫刻	23(1)	59		
	工芸品	70(5)	116		
	書・典・古文書	38(3)	34		
	考古・歴史資料	9(0)	32		
計	186(11)	279			
伝統的建造物群	1	-	1	-	
無形文化財	0	1	4	-	
民俗文化財	有形	2	10	57	1
	無形	9	48	116	-
記念物	史跡	47(3)	34	289	2
	名勝	8(1)	7	16	
	名勝・史跡	1(0)	0	0	
	名勝・天記	1(0)	0	0	
	天然記念物	30(2)	120	266	
	天記・名勝	1(0)	0	0	
計	88(6)	161	571	2	
合計	320(17)	552	1,896	267	

() 国宝・特別史跡名勝天然記念物 令和2年3月31日現在

《ストーリー化による文化財の活用》



静岡県文化財保存活用大綱 《概要版》

発行：静岡県文化局文化財課
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
TEL.054-221-2554/FAX.054-250-2784